

議案第１００号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和４年１１月２８日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区
条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項中「、３月１日」を削り、同条第２項中「、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１０５、１２月に支給する場合においては１００分の１１０」を「１００分の１２０」に改める。

第３０条第２項中「、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１０５、１２月に支給する場合においては１００分の１１０」を「１００分の１２０」に改める。

付 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員の令和５年度以後の３月期の期末手当を廃止等する必要がある。